

保護預り規定兼振替決済口座管理規定

第1条【この規定の趣旨】

この規定は、お客様から当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- (1) 国債証券
 - (2) 地方債証券
 - (3) 政府保証債証券
 - (4) 外国国債証券
2. 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、又は振替国債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。
3. この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振替国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

第2条【保護預り証券の保管方法及び保管場所】

当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特に申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします
- (2) 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります

第3条【混蔵保管に関する同意事項】

前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- (2) 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り

証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

第4条【振替決済口座】

振替国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2. 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
3. 当行は、お客様が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第5条【保護預り口座又は振替決済口座の開設】

国債証券等については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「債券取引口座（保護預り口座兼振替決済口座）設定申込書（兼印鑑届）」をご提出ください。

2. 当行は、お客様から「債券取引口座（保護預り口座兼振替決済口座）設定申込書（兼印鑑届）」による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
3. 「債券取引口座（保護預り口座兼振替決済口座）設定申込書（兼印鑑届）」に記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名・印影等をもって、当行へお届出があったものとします。
4. 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

第6条【契約期間等】

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来す

る3月末日までとします。

- この契約は、お客様又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。
なお、継続後も同様とします。

第7条【預入れ及び返還】

- 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
 - 利子支払期日の3営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
 - 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当行が預りしているものとします。

第8条【振替の申請】

お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
 - 振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において振替を行うもの
- 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
 - 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 振替先口座

(4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

- 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してください。
- 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第9条【他の口座管理機関への振替】

当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

第10条【担保の設定】

お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第11条【分離適格振込国債に係る元利分離申請】

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

- 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
- 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までに元利分離を行うもの

2. 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

- (1) 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- (2) お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3. 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第12条【分離元本振込国債等の元利統合申請】

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
- (2) 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて元利統合を行うもの

2. 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

- (1) 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- (2) お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3. 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第13条【保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い】

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、又は振替法に基づく振込国債の抹消の申請があっ

たものとして、当行がお客様にかわって手続きさせていただきます。

- (1) 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合
- (2) 当行が第15条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払）を受け取る場合
- (3) 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

第14条【抽選償還】

混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

第15条【償還金等の受入れ等】

振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代ってこれを受領し、指定口座に入金します。

2. 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

第16条【連絡事項】

当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

- (1) 残高照合のための報告
- (2) 第14条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額

2. 前項第1号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

3. 前項の取引残高報告書は、お客様の請求がある場合は、定期的な通知に代えて取引にかかる受渡決済後、遅滞なく通知する方法をとることができます。

4. 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到

達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第17条【届出事項の変更】

印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。

2. 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
3. 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

第18条【成年後見人等の届け出】

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。

2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選出がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様にお届けください。
4. 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第19条【当行の連帯保証義務】

日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限りません。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにも

かかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務

- (2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元本の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務
- (3) その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第20条【解約等】

この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章による記名押印または当行所定の方法による本人確認を行ったうえで提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2. 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の3営業日前から同支払期日の前営業日までの間（地方債の解約の場合は前営業日）は、この契約の解約をすることはできません。
3. 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りします。
4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当

行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様について相続の開始があったとき
- (2) お客様等がこの規定に違反したとき
- (3) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき
- (4) お客様が以下に記載する反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑦ その他上記に準ずる者

または次のいずれかに該当する者

 - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - エ. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (5) お客様が以下に記載する要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他上記に準ずる行為

第21条【解約時の取扱い】

- 前条に基づく解約に際しては、当行の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行いません。
2. 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。
 3. 振替決済口座にかかる前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替国債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行なったうえ、金銭により返還を行いません。

第22条【緊急措置】

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第23条【公示催告等の調査】

当行は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

第24条【保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止】

この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

第25条【免責事項】

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第17条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出

の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

- (3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失した場合、又は第15条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第22条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第26条【規定の変更】

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲示、その他相当の方法により周知します。

第27条【振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし 手続き等に関する同意】

有価証券の無券面化を柱とする振替法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場

合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第28条【特例社債等の振替法に基づく振替制度への移行 手続き等に関する同意】

振替法の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第1号に掲げる諸手続き等を当行が代って行うこと並びに第2号から第4号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）への申請
- (2) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
- (3) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この規定によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規定により管理すること

附則

この改正は、平成15年1月27日から施行する。

附則

この改正は、平成18年1月10日から施行する。

附則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

附則

この改正は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この改正は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この改正は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この改正は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年1月1日から施行する。

附則

第1条 この改正は、令和6年4月22日から施行する。

第2条 この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。